鳥取県災害医療活動指針

平成24年7月6日

健康医療局医療政策課

目 次

はじめに		•	•	•	1
第1章 災害時医療体制の平時の準備		•	•		3
 第1節 災害時医療体制の整備 1 体制整備 2 災害医療コーディネートチーム 3 災害拠点病院 4 災害派遣医療チーム(DMAT) 5 医療救護班 6 広域災害・救急医療情報システム(EMIS) 7 医薬品等の供給 8 広域搬送拠点(SCUの設置) 					
第2節 災害医療指針・マニュアル等の整備		•	•	•	4
第3節 災害医療関係訓練及び研修	• • •	•	•	•	5
第2章 災害時における活動		•	•	•	6
第1節 医療救護活動の実施 1 県 2 被災市町村 3 被災地内の医療機関 4 災害拠点病院 5 鳥取DMAT(DMAT指定病院) 6 医療救護班 7 ドクターへリ 8 鳥取県医師会、地区医師会 9 日本赤十字社鳥取県支部 1 0 鳥取県歯科医師会 1 1 鳥取県薬剤師会 1 1 鳥取県不護協会 1 3 医薬品卸業協会・薬剤師会・医療機器販売業協会 第2節 特に対応が必要な個別事項 1 人工血液透析受診者等ハイリスク者の対応					1 0 1 1 1 2 1 3 1 4
2 情報伝達手段第3章 災害時の傷病者搬送体制			•	•	1 6
第1節 被災地域内での傷病者の搬送 1 実施者 2 搬送先決定の際の注意点 3 搬送の要請					
第2節 傷病者の広域搬送(航空機などを用いた県内被災地域外、 とSCU設営	県外への搬送)		•	•	1 7
1 県内被災地外への搬送とSCU設営2 県が主体的に実施する県外への搬送とSCU設営3 国が主体的に実施する県外への搬送とSCU設営		•		•	1 8 1 9
第3節 SCUの設置	• • •	•	•	•	2 0
「注記」本指針における用語について		•		•	2 1

はじめに

指針の性格

この指針は、県の災害対策本部が設置される大規模な災害(震度 5 強以上の地震及び風水害等)の発生時において「鳥取県地域防災計画」における「救助・救急・医療活動・平時の準備(研修・計画)」などを具体的に推進するため、災害時の医療救護活動に係る基本的事項等を定めるものである。

なお、本指針は、鳥取県地域防災計画の変更、国の動向、関係機関の状況などに応じて 必要な見直しを行う。

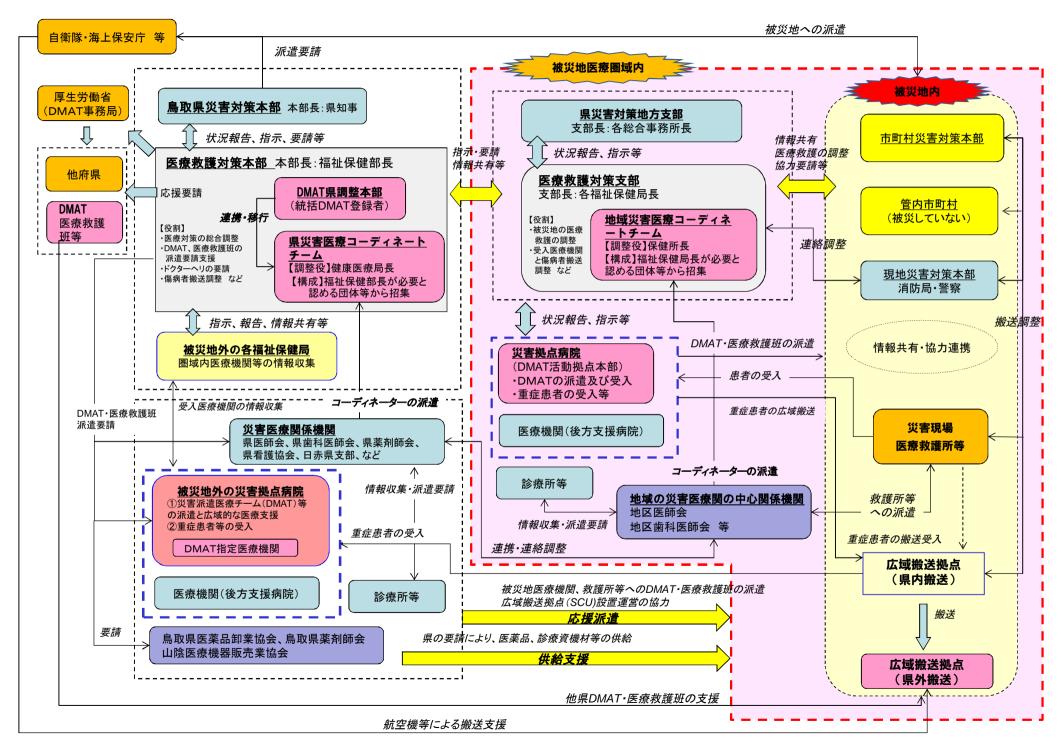
指針活用の対象期間

災害発生後の超急性期(災害発生後概ね72時間まで)においては、被災者に対する救命 救急医療が中心となり、急性期(3日目から概ね1週間)以降は、被災者の避難所生活の長 期化、生活環境の悪化に対応する健康管理と心のケアが中心となる。

この指針は、「平時の準備」から「発災後の超急性期以降医療救護対策本部長が必要と 認める時期までの活動」について、関係機関がそれぞれ実施すべき基本的事項を定めるも のである。

災害時の医療救護連絡・連絡体制

本指針に定める、災害時の医療救護連携・連絡体制を模式的に図示すると次頁のとおりである。



第1章 災害時医療体制の平時の準備

第1節 災害時医療体制の整備

県内に災害が発生した場合、速やかに災害時における医療活動が行えるよう、各機関では、マニュアルを作成するなど必要な体制を整備するとともに、関係機関との連携体制を整備する。

1 体制整備

各機関は、災害が発生した際、機関内でどのような体制をとるのかを予め整備するとともに、関係機関との連絡体制を確認しておく必要がある。

県は、各機関との応援体制を整備し、必要な協定を締結するなど災害時における医療活動が速やかに実施できるよう努める。

2 災害医療コーディネートチーム

平時から、災害医療関係機関の長は、「県災害医療コーディネートチーム」に参加する者を県に推薦する。また、地域の災害医療の中心となる関係機関の長は、「地域災害 医療コーディネートチーム」に参加する者を県に推薦する。

(※県内外の当該関係機関 に対して指揮調整が可能な者を想定)

県は、災害医療関係機関の長から推薦された者を「県災害医療コーディネーター」として登録する。また、地域の災害医療の中心となる関係機関の長から推薦された者を「地域災害医療コーディネーター」として登録する。

なお、登録は毎年行うこととし、変更があった場合は速やかに県に報告を行う。

*災害医療関係機関

県、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社鳥取県支部、 基幹災害拠点病院(県立中央病院)、鳥取大学医学部付属病院 等で構成

*地域の災害医療の中心となる関係機関

県(福祉、生活)、地区医師会、地区歯科医師会、支部薬剤師会、災害拠点病院、 市町村(保健衛生担当部局) 等で構成

3 災害拠点病院

県は、災害による重篤患者の救命医療等の診療機能を有し、被災地からの患者の受入、 搬送に係る対応を行う医療機関を、あらかじめ災害拠点病院として指定し、災害拠点病 院のうち、概ね1か所を訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院として指定する。

災害拠点病院は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を整備することで、災害時の医療を確保する。

- (1) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度診療機能
- (2) 患者等の受入れ及び搬出を行う、広域搬送への対応機能
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- (4) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能

4 災害派遣医療チーム(鳥取DMAT及び鳥取DMAT指定医療機関)

県は、日本DMAT活動要領に基づき、鳥取DMAT運営要綱を定め、鳥取DMATの設置、編成、運営等に関し必要な事項をあらかじめ定める。

県は、鳥取DMATの派遣体制の充実及び隊員養成のため、県独自の養成研修を実施する。また、患者を被災地外に搬送するための広域医療搬送拠点や、拠点内に患者を一時収容する広域搬送拠点(SCU)を迅速に設置できるよう、訓練等を通じて、更なる体制整備を図る。

鳥取DMAT指定医療機関は、迅速な活動が可能となるように院内の体制整備に努める。

5 医療救護班(県の医療救護班)

県は、関係機関等と協定を結ぶなど、医療救護班を円滑に派遣する体制を整備する。 また、被災地等で活動する医療救護班は他者の支援によらず自立的な活動を継続する ことが可能な体制が望ましいため、構成メンバーとなり得る医師等が専門研修(災害医 療従事者研修等)を受講できるよう情報提供に努める。

6 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)

県は、災害時に医療施設の状況を迅速に把握するための手段として、広域災害・救急 医療情報システムを整備し、国・都道府県・市町村・医療機関・関係団体間等の情報収 集および連絡体制の整備を進める。

各機関においては、日頃から広域災害・救急医療情報システムの入力訓練に参加するなど、その操作を習得する。

7 医薬品等の供給

災害時において必要な医薬品等が災害拠点病院・救護所・避難所において確保されるよう災害拠点病院はおおむね3日分の医薬品在庫確保を、県は各医療圏毎に医薬品と診療材料の備蓄を行う。

また、処方箋薬について鳥取県医薬品卸業協会と、OTC薬(一般用医薬品:一般の人が、薬剤師等から提供された適切な情報に基づき、自らの判断で購入し、自らの責任で使用する医薬品)について(社)鳥取県薬剤師会と、診療材料について山陰医療機器販売業協会と災害時の供給について協定を締結している。

8 広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置

県は、広域搬送も想定した搬送拠点を関係機関と連携して指定する。

また、広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置運営に協力する医療機関を予め定め、協力する医療機関等にSCUの設置に必要な資機材等の整備を行う。

(協力医療機関は災害拠点病院を想定)

第2節 災害医療指針、マニュアル等の整備

1 本指針の位置付け

- (1) 本指針は、鳥取県地域防災計画に基づき、災害時における医療活動等の基本的な 事項を定めるものである。
- (2) 本指針が対象とする期間は、平時の準備から発災後の超急性期以降医療救護対策 本部長が必要と認める期間までとする。
- (3)本指針は、県及び関係機関が行う事項(県が関係機関へ要請等を行う場合の要請 方法等を含む。)を定め、関係機関の活動については、例示を記載することで、各 機関のマニュアル作成の一助とする。

2 災害時の県及び福祉保健局等の医療救護マニュアル

(1) 県は、医療救護に関する総合調整を行うため本指針に基づいて災害時の医療救護 マニュアル等を作成する。

また、各総合事務所福祉保健局は、各地域の医療資源を十分に把握していることから、市町村、消防機関、医療機関等と協力し、関係機関との調整を行った上で、地域における広域的な連携を促進するための災害時の医療救護マニュアルを作成する。

- (2) 作成にあたっては、特に、多数の負傷者が発生した場合の、医療機関への傷病者 の振り分けのための階層化など、各地域の医療機能に即した体制を考慮する。
- (3) その他機関においても、必要に応じ災害時の医療救護マニュアルを作成する。

第3節 災害医療関係訓練及び研修

1 本指針に基づく訓練

- (1) 本指針に基づき、県、市町村、医療機関、関係機関等は、県総合防災訓練や、地震総合防災訓練、各地域の訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。
- (2) 各機関が実施する防災訓練においては、医療救護活動の項目を設け、DMAT及 び災害拠点病院等の医療関係機関・団体の参加を求めることが望ましい。
- (3) 県は、災害拠点病院の活動が円滑に行われるよう、災害時医療救護に係る人材育成に向けた研修、訓練を消防機関等と連携して実施する。
- (4)災害拠点病院、消防等関係機関は、地域の医療関係機関・消防機関・行政機関等 との連携を目的とした訓練を自ら実施するよう努めるとともに、地域の各機関が実 施する訓練に積極的に参加するものとする。

2 訓練情報の提供

県は、防災訓練等の情報を関係機関に積極的に提供するものとする。

3 訓練による本指針の見直し

県は、訓練実施後必要に応じ、本指針の見直しを行う。

4 災害医療関係研修

県及び基幹災害拠点病院は、災害時等の医療救護活動を円滑かつ安全に行うための 専門的な研修を行う。

- (1) 県は、被災地内外で急性期に活動する鳥取 DMAT 隊員を養成するため、県独自の養成研修を行う。
- (2) 基幹災害拠点病院等は、災害時の地域の医療関係機関・消防機関・行政機関等 との連携と専門的な知識の習得を目的とした研修を実施する。

第2章 災害時における活動

第1節 医療救護活動の実施

1 県

県内に災害が発生した場合、鳥取県地域防災計画に基づき、県災害対策本部が設置され、医療救護活動が必要な場合は、福祉保健部内に福祉保健部長を本部長とする「県医療救護対策本部」を設置し、災害時における医療活動の総合調整を行う。同じく、被災地を管轄する福祉保健局は、福祉保健局長を支部長とする「医療救護対策支部」を設置し、被災地に最も近い県現地機関として、被災市町村と県医療救護対策本部との間で双方の活動に協力する。

1-1 県災害対策本部

県は、次の災害が発生した場合には「鳥取県災害対策本部」を設置する。

- (1) 震度5強以上の発表
- (2) 津波警報(大津波)の発表
- (3) 大規模な火災、爆発その他重大な人為的災害が発生又その他非常災害が発生し、 知事が必要と認めたとき

1-2 県医療救護対策本部

県災害対策本部が設置されたとき、又は福祉保健部長が必要と認めた時は、福祉保健 部長を本部長とする「県医療救護対策本部」を設置し、各二次医療圏等における医療救 護に関する情報・問題点・解決策等を総合調整する。

<主な役割>

(1)情報収集

- ・ 市町村、医療機関、関係団体等からの報告、又は調査により、医療機関の被災 状況、傷病者の受入可能状況等を把握
- 被災地の市町村、医療機関等に職員を派遣し、情報を収集
- 医療機関(災害拠点病院、病院群輪番制参加病院等)の被災状況等の把握(EMISの代行入力)

(2)情報提供

- ・ 県医療救護対策本部設置を、市町村、医療救護対策支部(福祉保健局)、関係機関に連絡
- ・ 電話、FAX、電子メール等により、医療に関する情報(医療機関、医療救護所、 DMAT、医療救護班、傷病者等に関する情報)を県災害対策本部・関係機関・ 報道機関等に提供

(3)鳥取DMATの待機・派遣要請

- 島取DMAT指定医療機関に、DMATの待機・派遣を要請
- ・ DMATの活動拠点となる、災害拠点病院、広域的な医療搬送拠点等を指定し、 関係機関に周知
- ・ 統括DMAT登録者と連携し、DMAT現場活動について調整・指示
- ・ 他都道府県又は国に、他都道府県DMATの派遣を要請

(4) ドクターヘリの待機・出動要請

- ・ 公立豊岡病院に、ドクターヘリの待機・出動を要請
- ・ 関係消防機関に、ドクターヘリの離発着場の選定と地上支援を要請
- ・ 他都道府県又は国に、ドクターへリの応援派遣を要請

(5) 医療救護班等の派遣要請

- ・ 医療救護対策支部(福祉保健局)の要請により、日本赤十字社鳥取県支部、県医師会、災害拠点病院、被災地外の病院等に、医療救護班の派遣を要請。
- ・ 他都道府県に、医療救護班等の派遣を要請

(6) 傷病者搬送の調整

- ・ 医療救護対策支部 (福祉保健局) の要請により、傷病者の受入医療機関を確保し、 関係機関に情報提供
- ・ 医療救護対策支部(福祉保健局)の要請により、県災害対策本部にヘリ等の運航 調整を要請
- ・ 被災地外又は他都道府県の医療機関への多数の傷病者搬送が必要な場合は、現地 医療救護対策支部(福祉保健局)と協力して被災地内搬送拠点にSCUを設置
- ・ 他都道府県の医療機関への搬送が必要な場合は、国及び他都道府県に協力を要請
- ・ DMAT、消防機関、医療機関、市町村等と連携し、広域的な傷病者搬送を調整し実施
- · SCUに設置された本部に、航空機運航調整所を設置

(7) 医薬品・医療用資器材等の確保

・ 医療救護対策支部(福祉保健局)から医薬品・医療用資器材等の補給の要請があった場合は、日本赤十字社鳥取県支部(血液製剤)、県医薬品卸協同組合、山陰 医療機器販売業協会等に要請し、医薬品・医療用資器材等(酸素ボンベを含む) を確保する。

1-2-1 DMAT県調整本部

県内で発生した災害の超急性期において、鳥取DMATを派遣要請した場合及び他都道府県にDMATの派遣要請をした場合は、統括DMAT登録者(サポート要員を含む)を招集し、医療救護対策本部の下に統括DMAT登録者を本部長とする「DMAT県調整本部」を設置し、県内で活動する全てのDMATの統括を行う。

※業務内容等の詳細は日本 DMAT 活動要領による

(1)統括 D M A T 登録者

各災害拠点病院の統括 DMAT 登録者等の中から選定する。

(2) 主な業務

- ・ 県内で活動する全ての DMAT の指揮及び調整
- DMAT 県調整本部以外の各 DMAT 活動本部の指揮及び調整
- ・ その他、災害医療に関する助言

1-2-2 県災害医療コーディネートチーム

県は、超急性期のDMATの活動を引継ぎ医療救護班等の派遣調整を行うため、災害発生後早期に医療救護対策本部のもとに、各災害医療関係機関の長から推薦され、県が登録した「県災害医療コーディネータ」を招集し、福祉保健部健康医療局長を調整役とする「県災害 医療コーディネートチーム」を設置する。

また、招集の時期は、医療救護対策本部長が統括DMATと連携して判断する。

(1)役割

ア 災害医療が間断なく、偏在なく、効果的に提供されるよう、災害医療に関する情報を、専門的科学的知見に基づき分析し、県医療救護対策本部に対して企画・提案 等の進言を行うほか、関係機関との調整を行う。

イ 発災後の超急性期にはDMAT県調整本部とも連携し、情報の交換・共有を行う。 ウ 被災地域にある「地域災害医療コーディネートチーム」等からの情報を基に医療 ニーズを把握し、医療救護班等の派遣元医療機関等への派遣要請や派遣申出受入な どのコーディネート機能を担う。(各コーディネータの所属機関に関係する派遣元 医療機関等との調整を当該コーディネータが担う)

(2) 具体的な業務

- ・ 医療機関の被災状況の把握
- ・ 県内外の医療救護班等(保健師を含む)の派遣調整(要請受入)及び支援
- ・ 域内及び広域医療搬送の調整

- ・ 血液、医薬品等必要な物資の調達
- ・ 上記にかかる国、他都道府県への広域連携調整(支援要請及び受入、医療活動の 証明書の発行)

1-3 医療救護対策支部(被災地を管轄する福祉保健局)

福祉保健部長は、被災地域住民の生命を守ることを目的とし、地震等の災害発生直後の超急性期には総力を挙げて対処し、迅速な状況判断による明確な指示を出すために、 福祉保健局内に福祉保健局長を支部長とする「医療救護対策支部」を設置する。

<主な役割>

(1) 災害超急性期における関係機関との連携

- 医療機関被災情報収集
- 負傷者情報収集
- 市町村災害対策本部等との連絡調整
- 被災地の市町村、関係機関等に職員を派遣し、情報を収集

(2) 関係機関からの情報収集及び報告

- ・ 現地調整本部等との連絡調整
- 医療機関の被害状況集約及び医療機関への情報提供
- 薬局等からの被害情報の収集及び情報提供(薬局からの被害状況は薬剤師会を通じて行う)
- ・ 収集情報を整理し、医療救護対策本部及び災害対策地方支部へ報告
- ・ 県災害対策地方支部から災害情報の把握
- ・ 受入医療機関への協力要請
- 医療機関(災害拠点病院、病院群輪番制参加病院等)の被災状況等の把握 (EMISの代行入力)

(3) 受入医療機関の把握と患者搬送の連絡調整

- ・ 災害拠点病院及び病床を有する医療機関の傷病者受入れの可否把握
- ・ 受入れ可能な医療機関の情報を消防局に連絡
- ・ 圏域内の医療機関で傷病者の受入ができない場合は、医療救護対策本部に圏域 外又は県外の医療機関への受入調整を要請(域外搬送、ヘリ要請等)
- ・ 地区医師会、医療機関への情報提供
- ・ 医療救護対策本部への域外搬送の要請及び広域医療搬送拠点の設置要請と支援

(4) 医療救護班等の派遣調整及び災害派遣医療チームの受入調整

- ・ 医療救護班等の必要数と派遣先ライフライン状況等の確認
- ・ DMAT県調整本部、災害拠点病院(参集拠点病院)との連絡調整
- ・ 災害拠点病院及び地区医師会に医師・看護師の派遣要請
- 医療救護班の班編成と派遣先決定 (圏域外の医師の派遣を含む)
- ・ 移動手段の確保
- ・ 派遣医療機関及び地区医師会に派遣先、班数、移動手段について連絡
- ・ DMATが既に派遣されている場合は、医療救護対策本部に調整依頼

(5) 市町村等への支援

- ・ 避難所等を巡回、医療・救護・健康相談を実施
- ・ 必要数と派遣先の確認
- ・ 福祉保健局内保健師等の班編成の可否確認
- ・ 災害拠点病院及び地区医師会に医師・看護師派遣の可否確認
- ・ 管内スタッフでの対応が不可能な場合は、医療救護対策本部に派遣要請
- ・ 巡回医療救護班編成と派遣先決定 (圏域外の医師の派遣を含む)
- ・ 必要物品及び移動手段の確保 (公用車等)
- ・ 巡回医療救護班を災害現地 (所定の場所) へ派遣
- ・ 福祉保健局に備蓄している災害用資機材及び県が病院に管理委託している災害 用備蓄医薬品の使用検討

・ 被災者のメンタルケア、口腔ケア・治療が必要な場合は、医療救護対策本部に 医師等の派遣要請

(6) 医薬品等に関する情報収集

- ・ 医薬品取り扱い業者から、医薬品不足情報の受理
- ・ 医薬品不足状況を医療救護本部に報告
- ・ 各病院に管理委託している災害用備蓄医薬品の使用検討
- ・ 大量の医薬品が不足する場合は、地域の販売業者に医薬品の確保の可否を確認
- ・ 災害用医薬品の供給は、医療救護対策本部から指示を受け必要な数量を本部指 定場所に搬送
- ・ 血液センターとの連絡調整
- ・ 輸送路及び搬送手段の確保は医療救護対策本部に依頼

(7)歯科医師会、薬剤師会との連携

・ 歯科及び薬剤分野の器材・医薬品の必要性の確認を行い、それに応じて歯科医 師会・薬剤師会に協力依頼

(8)透析患者への対応

- ・ 透析医療機関の透析装置稼働状況の把握
- ・ 患者の受入れ可能な透析医療機関の情報収集及び情報提供
- ・ 断水等により水の供給ができない透析医療機関に、市町村及び水道事業者と連携して給水車等を配備
- ・ 同一市町村において水の供給が不可能な場合は、災害対策地方支部又は医療救護対策本部に他の市町村又は自衛隊への給水要請を依頼
- ・ 透析医療機関が被災した場合は、必要に応じ受入医療機関を調整

(9) 災害弱者 (在宅要支援者) への対応

市町村が行う、在宅要支援者に対する安否確認や支援等に対し、必要に応じ次の事項について協力支援を行う。

- ・ 障がい者のうち在宅要支援者に対する安否確認、支援相談
- ・ 難病患者のうち在宅要支援者、在宅人工呼吸器装着患者に対する安否確認、支援相談
- ・ その他災害弱者に対する安否確認、支援相談

(10) 心のケア対応

- 学校、福祉施設等との連絡調整
- ・ 精神保健福祉センターとの連携
- ・ 被災者の心のケア・急性ストレス障害 (ASD)対策

(11) ボランティアへの対応

- ・ 災害後に予想される圏域外の医療有資格者からのボランティア医療救護活動参加 希望に対する派遣先の調整
- ・ その他医療救護関係のボランティアに関する必要な情報収集・伝達等

1-3-1 地域災害医療コーディネートチーム

医療救護対策支部長は、超急性期のDMAT活動拠点 本部の役割を引き継ぐため、地域の災害医療の中心となる関係機関から推薦され、県が登録した「地域災害医療コーディネーター」を招集(災害医療の各フェーズにおいて、必要な関係機関の地域災害医療コーディネーターを招集)し、被災地域を所管する保健所長を調整役とする「地域災害医療コーディネートチーム」を編成し、被災地の医療救護活動に関する調整会議等(定例的なミーティング)を開催する。

なお、招集時期は、医療救護対策支部長が医療救護対策本部及び統括DMATと連携

して判断する。

また、地域災害医療コーディネートチームは災害医療の各フェーズにおいて、次の役割及び業務を担う。

(1)役割

ア 保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に地域の医療ニーズを把握・分析し、 各地域における災害医療が間断なく、偏在なく、効果的に提供されるよう医療救護 対策本部から派遣された医療救護班等や自主的に集合した医療救護班等の配置の重 複や不均衡が起きないよう配置調整等の医療コーディネートを行う。

イ 災害の超急性期に、被災地域内の災害拠点病院に設置される、DMAT活動拠点本部と連携し、情報の共有を行う。

(2) 具体的な業務

- 被災状況や病院等の診療状況及び避難所の状況把握と医療支援計画の作成
- ・ 指揮命令系統の確立とエリア毎の担当者の指名
- 地域の医療調整を行うために定例ミーティングを開催 (医療救護班等との情報の共有と対策の検討)
- ・ 医療救護班等の配置と受入調整
- ・ 域内搬送が適切な場合の調整及び、域外搬送の方が適切な広域医療搬送の支援
- 保健師の派遣要請と調整
- ・ 血液、医薬品等必要な物資の調達
- ・ 避難所等の衛生対策(感染症・食中毒対策等) に係る県関係機関との連携
- ・ 上記にかかる医療救護対策本部への報告及び支援要請

2 被災市町村

災害の規模や発生した季節・時間、各市町村の実情などにより、被災市町村の実施可能な体制が異なるため、ここでは、被災市町村の災害対応の一例を記載する。

2-1 災害対策本部の設置

各市町村の地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置する。

2-2 医療救護所の設置

- ・ 各市町村の地域防災計画に基づき、必要により医療救護所を設置
- ・ 住民に医療救護所の設置を周知
- ・ 医療救護所の設置・活動状況について、県に報告 (随時)
- (1) 基準:医療機関の収容能力を超える多数の傷病者が短時間に発生すると見込まれる場合など
- (2)業務:傷病者のトリアージ、軽症患者への応急処置、傷病者の搬送手段の確保など
- (3)場所:学校、公民館、保健センター など

2-3 災害弱者への(在宅要支援者を含む)対応

- ・ 高齢者、障がい者等の災害弱者の情報提供、安否確認及び避難所等への収容
- ・ 福祉行政機関及び地域組織等と連携し、災害弱者への配慮を実施

2-4 医薬品・医療用資器材等の確保

・ 医薬品・医療用資器材等の備蓄が不足する場合は、県医療救護対策支部に補給を要請する。

2-5 情報提供

・ 電話、FAX、電子メール等により、医療に関する情報(医療機関、医療救護所、 DMAT、医療救護班、傷病者等に関する情報)を関係機関・報道機関に提供する。

2-6 その他の応援要請

• その他医療に関する応援等が必要な場合は、近隣市町村又は県医療救護対策支部 に応援等を要請する。

2-7 遺体収容所の開設

- ・ 多数の死者が予想される場合は、一時的に遺体を安置できる収容所を開設
- ・ 死体検案必要数と派遣先の確認
- ・ 地区医師会に医師の派遣要請
- ・ 死体検案医師の派遣調整及び派遣 (圏域外の医師の派遣を含む)
- ・ 遺体収容所と遺体検案所は別に設置する

3 被災地内の医療機関

災害の規模や発生した季節・時間、各医療機関の実情などにより、被災地内の医療機関の実施可能な体制が異なるため、ここでは、被災地内の主として病院の災害対応の一例を記載する。

3-1 院内災害対策本部の設置

・ 院長を長とする災害対策本部を設置する。

3-2 被災状況の把握等

- ・ 患者の安全確認、院内の傷病者への応急処置
- ・ 施設・設備等ライフラインの被災状況の把握、早期復旧
- ・ 放射性物質等による2次災害の防止
- ・ 建物の崩壊等の危険がある場合は、患者等を避難
- ・ テレビ、ラジオ等により災害情報を把握
- ・ 燃料(自家発電・冷暖房用)、水等の備蓄状況の把握

3-3 被災状況の報告

- ・ 被災状況、傷病者の受入状況等を県に報告 (随時)
- ・ 広域災害・救急医療情報システム (EMIS) に、被災情報、傷病者の受入状況 等を入力 (災害拠点病院、病院群輪番制参加病院) し、入力された情報を、関係機 関 (消防機関、災害拠点病院、病院群輪番制参加病院、医師会、県)で共有する。

3-4 災害時の医療体制への移行

- ・ 不急の手術・検査・外来診療等の延期
- ・ 多数の傷病者に対応するため、傷病者の流れを一定方向とする診療スペースの確保(受付、トリアージ実施場所、診療場所、遺体安置所等の確保)

3-5 トリアージ

・ 傷病者のトリアージ

3-6 診療

・ 傷病者の診療・検査・手術等

3-7 DMAT・医療救護班等の派遣要請

・ 医療スタッフ等が不足する場合は、県医療救護対策本部に、DMAT、医療救護 班、歯科医療救護班、薬剤師班等の派遣を要請し、受け入れる体制を整える。

3-8 患者の転院搬送

- ・ 患者の転院搬送が必要な場合は、受入医療機関を確保し、消防機関に搬送を要請
- ・ 確保が困難な場合は、県医療救護対策支部に調整を要請する

3-9 医薬品・医療用資器材等の確保

- ・ 医薬品・医療用資器材等については、原則、院内備蓄品により対応
- ・ 医薬品・医療用資器材等が不足し卸業者による対応が困難な場合は、県医療救護 対策支部又は県医療救護対策本部に補給を要請

3-10 情報提供

- ・ 入院患者、傷病者等の情報を把握し、家族等に提供(院内掲示、報道等による。)
- ・ 広報窓口の設置
- ・ 報道機関への対応(傷病者等のプライバシーの保護、医療活動の円滑な実施に配慮)

3-11 その他の応援要請

・ その他医療に関する応援等が必要な場合は、被災地外の医療機関、市町村又は県 医療救護対策本部に応援等を要請する。

4 災害拠点病院

災害時における初期救急医療体制の充実強化について(平成 24 年 3 月 21 日医政発第 2 号厚生労働省医政局長通知)等で災害拠点病院として指定された整備要件に基づき、初期救急医療の活動を行う。

5 鳥取DMAT(鳥取DMAT指定医療機関)

鳥取DMATは、日本DMAT活動要領及び鳥取DMAT運用計画及びマニュアルに 基づく活動を行う。

6 医療救護班

県の医療救護班及びJMAT等県外から受け入れた医療救護班は、県・地域災害医療コーディネートチームの調整の下に、市町村等の設置する医療救護所のほか、医師等が不足する診療可能な医療機関において医療救護活動を行う。

6-1 医療救護班の基本構成(概ね次の人数を確保する)

· 医師1、看護師2、薬剤師1、連絡調整員1 計5人

6-2 医療救護班の活動

- (1) 傷病者の後方医療機関への転送可否と収容、トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- (4) 医薬品又は医療用資機材の支給
- (5)看護
- (6) 死亡診断

その他、必要に応じて、遺体検案に協力する

7 ドクターヘリ

ヘリコプターの運用については、ドクターヘリ、消防防災ヘリコプターを含め県地域 防災計画の中で包括的に定められていることから、ここではドクターヘリについて県と の関係を簡単に記載する。

7-1 待機

- (1) 県からの要請により、待機
- (2) 消防機関等に、災害による待機中である旨連絡

7-2 出動

・ 県からの要請により、傷病者等を搬送する。

7-3 活用

・ 必要に応じて広域搬送、DMAT 移動、患者の搬送及び不足する医療資機材の輸送 など後方支援のために活用する。

8 鳥取県医師会、地区医師会

医師会会員の情報把握に努め、各医療機関への情報提供と行政活動の支援等を行う。

8-1 医師会災害対策本部の設置

・ 県医師会は、災害対策本部を設置し、地区医師会を通じ各医療機関及び医師会員の被災状況等の情報収集と連携を図る。

8-2 医療救護班の派遣

・ 県医療救護対策本部及び県医療救護対策支部の要請により、必要に応じて医療救 護班の派遣に協力する。

8-3 県・地域災害医療コーディネートチームへの人材派遣

- ・ 県医師会及び地区医師会は、県に推薦し登録された県・地域災害医療コーディーネータを派遣する。
 - *平時より、あらかじめ参加する者を決めておく
 - *災害医療の各フェーズにおいて、必要に応じて県医療救護対策本部及び県医療 救護対策支部が招集するが、自主的に参加を申し出ることができる。

9 日本赤十字社鳥取県支部

災害時における日本赤十字社の活動については、「日本赤十字社防災業務計画」により定められていることから、ここでは、簡単に記載する。

9-1 医療救護班の派遣

- ・ 支部長が必要と認めた場合は、医療救護班を被災地に派遣する。
- ・ 県又は市町村から医療救護班の派遣要請があった場合は、派遣の可否を判断し、 派遣が可能であれば被災地に派遣する。
- ・ 必要に応じ、本社又は近隣県支部に、医療救護班の応援派遣を要請する。
- ・ 県医療救護対策本部(県災害医療コーディネートチーム)と派遣調整等を行う

9-2 傷病者の診療

・ 赤十字病院で、傷病者を診療する。

9-3 血液の確保・輸送

- ・ 赤十字血液センターで輸血用血液を確保し、医療機関等の要請により緊急輸送する。
- ・ 血液が不足する場合は、中四国ブロック血液センターへ連絡し、近隣の血液センター等から確保する。(県内で献血を受け入れることが可能な場合は採血の強化)

9-4 県災害医療コーディネートチームへの人材派遣

- 県に推薦し登録された県災害医療コーディーネータを派遣する。
 - *平時より、あらかじめ参加する者を決めておく
 - *災害医療の各フェーズにおいて、必要に応じて県医療救護対策本部が招集する が、自主的に参加を申し出ることができる。

10 県歯科医師会、地区歯科医師会

10-1 歯科医療救護班の派遣

・ 県医療救護対策本部の要請により、必要に応じて歯科医療救護班の派遣に協力する。

10-2 歯科医療救護班の活動

・ 歯科医療救護班は、派遣先現地災害本部又は、派遣先医療機関等の責任者の指示のもと、活動する。

10-3 県・地域災害医療コーディネートチームへの人材派遣

- ・ 県に推薦し登録された県・地域災害医療コーディーネータを派遣する。
 - *平時より、あらかじめ参加する者を決めておく
 - *災害医療の各フェーズにおいて、必要に応じて県医療救護対策本部及び県医療 救護対策支部が招集するが、自主的に参加を申し出ることができる。

11 県薬剤師会、支部薬剤師会

11-1 薬剤師班等の派遣

・ 県医療救護対策本部の要請により、必要に応じて薬剤師、又は薬剤師班の派遣に協力する。

11-2 薬剤師班等の活動

・ 薬剤師、又は薬剤師班は、派遣先現地災害本部又は、派遣先医療機関の責任者の指示のも と、活動する。

11-3 県・地域災害医療コーディネートチームへの人材派遣

- ・ 県に推薦し登録された県・地域災害医療コーディーネータを派遣する。
 - *平時より、あらかじめ参加する者を決めておく
 - *災害医療の各フェーズにおいて、必要に応じて県医療救護対策本部又は県医療 救護対策支部が招集するが、自主的に参加を申し出ることができる。

12 県看護協会

12-1 看護職等の派遣

・ 県医療救護対策本部の要請により、必要に応じて看護職の派遣に協力する。

12-2 看護職等の活動

看護職は、派遣先現地災害本部又は、派遣先医療機関の責任者の指示のもと、活動する。

12-3 県災害医療コーディネートチームへの人材派遣

- ・ 県に推薦し登録された県・地域災害医療コーディーネータを派遣する。
 - *平時より、あらかじめ参加する者を決めておく
 - *災害医療の各フェーズにおいて、必要に応じて県医療救護対策本部が招集する が、自主的に参加を申し出ることができる。

13 医薬品卸業協会·薬剤師会·医療機器販売業協会

協会等は、県との災害時の供給協定等に基づいて、県の要請により医療用医薬品、 OTC薬、診療材料(酸素ボンベ等を含む)を供給する。

第2節 特に対応が必要な個別事項

1 人工血液透析受診者等ハイリスク者の対応

人工血液透析・人工呼吸器装着・酸素療法等を受けている在宅患者など、医療の中断が生命に影響する患者は、災害時の医療機関の損壊や、ライフラインの途絶が、他の者よりもリスクを高める状況にある。ここでは、そのようなハイリスク者への対応について記載する。

1-1 医療機関

・ 被災地内の医療機関は、病院の機能の損壊により、ハイリスク者に対する医療の継続 が行えないことが明らかな場合は、可能な限り利用者に対し、その旨を連絡する。

1-2 透析患者対応

※ 今後、透析医療機関と市町村等の関係機関と検討を進める。

1-3 ハイリスク者の搬送

- ・ 市町村は、必要な患者等の搬送手段の確保に努めるが、自ら確保できない場合は、 県医療救護対策支部に対し支援を要請する。
- ・ 県医療救護対策本部は、県医療救護対策支部の要請により、受入調整及び消防局等との連絡調整を行い、地域防災計画に基づく迅速な搬送を実施する。

2 情報伝達手段

災害の規模や発生した季節・時間、各医療機関の実情などにより被災地内の医療体制が異なるため、被災地内の状況が迅速かつ正確に伝わることで、応援体制や搬送体制を整えることができる。

2-1 広域災害救急医療情報システム(EMIS)

- ・ 災害が発生した際は、県は、EMISを「災害モード」にすることで、県内外に 災害情報を発信する。
- ・ 災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関、被災地域内の病院は、自 院の状況(被災状況、受入可能状況等)を入力する。
- DMAT指定病院は、DMATの活動状況を入力する。

2-2 通信手段

- ・ 各関係機関は、通信インフラ (一般電話及び携帯電話、インターネット等) の途 絶に備え、衛星携帯電話等の複数の通信手段を確保する。
- ・ 災害拠点病院については、衛星電話を保有し、衛星回線インターネットに接続できる環境を整備する。(EMIS に確実に情報を入力する体制を整備)

3 医療従事者等災害支援者の心のケア対応

被災地で活動した災害支援者や医療従事者への心のケアについて充分留意する必要があるため、県及び派遣元医療機関等で必要な対応を行う。

第3章 災害時の傷病者搬送体制

災害発生時には、多くの傷病者が被災地内の医療機関に殺到することが予想され、一つの医療機関の受け入れ能力には限りがあるため、傷病者を分散して搬送することが必要となる。さらに、ライフラインの途絶等により、根本治療が困難となった場合などには、 十分な治療継続が可能な県内外の医療機関へ搬送することが必要となる。

第1節 被災地域内での傷病者の搬送

1 実施者

- (1)傷病者等の医療機関(災害拠点病院及び後方医療機関等)への搬送は、消防局が 実施する。
- (2)消防局の救急車が確保できない場合は、県、市町村で確保した車両又は県消防防 災へリコプター等により搬送する。

2 搬送先決定の際の注意点

- (1) 医療救護対策支部は、地域の病院でどの程度傷病者の受入が可能か把握に努め、 地理的に近い病院に対応能力以上の患者が集中することのないよう、消防局と協力 して調整を図るものとする。
- (2)特に、重症外傷、重症熱傷、挫滅症候群等、搬送先が限られる傷病については、 病院の受入可能人数が極めて少ないことが想定されるため、早期に県外の病院に受 入要請を行う等、搬送先の確保に十分留意する。
- (3) 重症患者についても、病院側は同時に複数の患者を受け入れることは困難であるため、分散搬送の実施に留意する。
- (4) 医療救護対策本部は、県内病院の受入可能人数等の把握に努め、医療救護対策支 部の支援を行う。また、災害が広域にわたる場合には、医療救護対策本部が県外病 院の受入れ状況の把握に努め、搬送先の調整を図るものとする。

3 搬送の要請

(1) 救護所

救護所統括者は、傷病者の応急処置後、医療機関への収容が必要な重症者・中等症者について、災害拠点病院等の医療機関へ搬送を行うため、消防局へ搬送を依頼する。

(2) 医療機関

自院で治療継続困難な収容患者で、転院搬送の必要が生じ自ら搬送及び受入医療機関の確保ができない場合は県(医療救護対策支部)に、搬送手段が確保できない場合は消防局に要請する。

- (3) 県(災害対策本部)は、消防局等と連絡調整を行い、下記に例示する場合は、必要 に応じて自衛隊、第八管区海上保安本部等の出動を要請し、ヘリコプター、船舶等を 活用して搬送を行う。
 - ・道路の損傷、集落・施設の孤立化等により陸路の搬送が困難な場合
 - ・傷病者等を遠隔地の施設へ搬送する必要がある場合
 - ・病院等の被災により多数の傷病者等を移送する必要がある場合
 - ・傷病者等について、直ちに搬送する必要がある場合

第2節 傷病者の広域搬送(航空機などを用いた県内被災外地域、県外への搬送) とSCUの設営

更に被害が甚大と見込まれる場合は、被災地域内の県内医療機関では収容及び高度救命治療、専門的治療が困難と判断される重症患者を、被災地外に送る広域搬送が必要となる。 広域搬送は、搬送の必要性により、次の①から③の順に実施する。

- ① 県内被災地外や近隣県への搬送(救急車、消防防災へリコプター及び他機関のヘリコプター等による被災地外への搬送)
- ② 県が主体的に実施する県外への搬送(消防防災へリ、多機関のヘリコプター等による搬送)
- ③ 被災県の要請を受け国が主体的に実施する県外への搬送(固定翼機、大型へリコプターを使用した広域医療搬送)

また、これらの搬送を、航空機を使用して実施する搬送のための中継搬送拠点を広域搬送拠点と総称する。

※SCU (エスシーユー) とは

ステージング・ケア・ユニットの略で、広域搬送拠点に隣接して設置された臨時医療施設

1 県内被災地外や近隣県への搬送(救急車、消防防災へリコプター及び他機関のヘリコプ ター等による被災地外への搬送)

被災地域内での重症者の収容能力には限界があり、重症者を域外の病院へ分散させることで最善の治療体制を確保するため、重症者の県内被災地外や近隣県への広域搬送を行う。 <各機関の役割>

(1) 医療機関(災害拠点病院及び後方支援病院)

• 医療救護施設から搬送された中等症者及び重症者を受け入れて治療を行うが、当該病院で収容等の対応が困難な重症患者については、医療救護対策支部に広域搬送の要請を行う。

(2) 市町村・消防機関

- ・ 医療救護施設及び医療機関から搬送依頼があり、被災地内での受入医療機関の確保が困難な場合は、被災地外の受入医療機関の確保について各圏域の医療救護対策支部へ要請する。
- ・ 消防機関は、救急車での搬送のほか、必要に応じて現地医療救護所等の直近にヘリコプターの緊急離着陸場等の選定確保と地上支援を行い、ヘリコプター搬送等に協力する。

(3) 医療救護対策支部

・ 被災地内の医療救護対策支部は、被災地内での受入医療機関の確保が困難と判断 される場合は、医療救護対策本部に受入医療機関の確保を要請する。また、被災地 外の受入医療機関情報について、消防局及び医療機関等に情報提供する。

(4) 医療救護対策本部

- ・ 医療救護対策本部は、傷病者の状況及び被災地域医療機関への受入搬送状況を把握し、県内被災地外や近隣県への傷病者搬送の要否を判断する。
- ・ 広域搬送において受入医療施設の確保を行うため、被災地外の各福祉保健局に対し、受入可能な医療機関について情報収集を依頼し、搬送先医療機関の情報を医療 救護対策支部に提供する。
- ・ 被災地内の搬送手段及び県内の受入医療機関(災害拠点病院から被災地内広域搬送拠点まで)を確保・調整し、救急車等の車両及びヘリコプターによる傷病者搬送を要請する。
- ・ ドクターへリによる搬送が必要な場合は、公立豊岡病院ドクターへリ運航要領により要請する。また、消防防災へリコプター等が必要な場合は、地域防災計画に基づき、県災害対策本部に要請する。

2 県が主体的に実施する県外への搬送とSCU設営(消防防災へリコプター、他機関のヘリコプター による搬送)

県内医療機関では収容及び高度救命治療、専門的治療が困難と判断される重症患者に対し、県(県災害対策本部、医療救護対策本部)が主体的に実施する県外への広域搬送で、県内の広域搬送拠点から被災地外の近隣県が設置した広域搬送拠点等へ航空搬送し、搬送先(被災地外の隣接県)の医療機関での治療を実施する。

<各機関の役割>

(1) 県災害対策本部

- ・ 医療救護対策本部の要請により、SCU本部運営に必要な支援及び関係機関(自 衛隊、消防機関等)への要員派遣の要請を行う。
- ・ 県災害対策本部は、医療救護対策本部の要請により、近隣県等の消防防災へリ等 の支援要請及び調整を行う。
- ・ 県外医療機関への傷病者を搬送するため、自衛隊、海上保安庁、消防防災へリコ プター等の運航調整を行う。

(2) 医療救護対策本部

- ・ 医療救護対策本部は、傷病者の状況、県内及び近隣県医療機関への傷病者の受入 搬送状況を把握し、県外への傷病者搬送の要否を判断する。
- ・ 医療救護対策本部は、広域搬送拠点の候補地等から最適地を選定し、災害対策本 部、医療救護対策支部及び協力医療機関へSCUの設置運営の支援要請を行う。

また、SCU本部運営に必要な関係機関(自衛隊、消防機関等)への要員の派遣を、県災害対策本部へ要請する。

・ 医療救護対策本部は、広域搬送拠点に職員を派遣し、DMAT及びSCU設営協力医療機関と協力しSCUを立ち上げるとともに、DMAT・SCU本部と連携して県SCU本部を運営する。(医療資機材調達を含む)

また、SCU設営協力医療機関で医療資機材等の搬送が困難な場合は、医療救護対策本部が搬送手段を確保する。

- ・ 医療救護対策本部は、近隣県等の災害医療担当部局へ傷病者の受入を要請し、県外受入医療機関及び受入医療機関への搬送手段を確保・調整し、ヘリコプター等による広域搬送計画を策定する。
- ・ ドクターへリによる搬送が必要な場合は、近隣県へドクターへリの支援要請及び 公立豊岡病院ドクターへリを運航要領に基づき要請する。また、県内外の消防防災 ヘリコプター等他機関のヘリコプターが必要な場合は、県災害対策本部に要請する。

(3) 医療救護対策支部又は被災地外の福祉保健局

・ 広域搬送拠点に職員を派遣し、医療救護対策本部、DMAT及びSCU設営協力 医療機関と協力しSCUを立ち上げるとともに、DMAT・SCU本部と連携して、 県SCU本部を運営する。

(4)協力医療機関(災害拠点病院)

- ・ 医療救護対策本部の要請により、SCU設営に必要な医療資機材等を搬送しSC Uを立ち上げるとともに、県SCU本部運営に協力する。
- ・ 傷病者の受入により、SCU設営の協力が困難となる場合は、県が医療資機材等の搬送を行い、被災地外等の協力可能な協力医療機関がSCU設営に協力する。

(5) 災害派遣医療チーム (DMAT)

- ・ 県内被災地外のSCU設営補助。(SCU医療資機材の持参)
- · DMAT·SCU本部の運営及びSCUにおける医療活動
- ・ 広域搬送中における、搬送患者の看護、応急処置
- ・ 広域医療搬送患者情報管理システム(MATTS)による搬送患者の管理
- · その他、日本DMAT活動要領に基づく活動

3 国が主体的に実施する県外への搬送とSCU設営(固定翼機、大型へリコプターを使用した広域医療搬送)

発災から時間の経過とともに、更に多数の傷病者が発生し、他県への搬送が必要となった場合に、県の要請に応じて被災地内の広域搬送拠点から被災地外の広域搬送拠点に自衛隊の固定翼輸送機や大型回転翼機等によって、国が主体的に行う広域医療搬送を実施する。

<各機関の役割>

(1)国(内閣府、厚生労働省等)

- ・ 広域医療搬送に従事する医療チーム (DMAT等) の派遣
- ・ 被災地内の広域医療搬送拠点から被災地外までの広域医療搬送拠点の決定及び広域搬送用航空機の確保、運航する。
- ・ 被災地外都道府県への、傷病者受入医療施設及び都道府県内搬送手段の確保する。

(2) 県災害対策本部

- ・ 県災害対策本部長は、医療救護対策本部の要請により、国の関係省庁(内閣府、 厚生労働省等)へ広域医療搬送(県外への被災地外搬送)を要請する。
- ・ 医療救護対策本部の要請により、SCU本部運営に必要な支援及び関係機関(自 衛隊、消防機関等)への要員の派遣要請を行う。

(3) 医療救護対策本部

- ・ 医療救護対策本部は、傷病者の状況及び県外への受入搬送状況を把握し、傷病者 の広域医療搬送の要否を判断する。
- ・ 医療救護対策本部は、広域医療搬送を災害対策本部に要請する。
- ・ 災害対策本部、医療救護対策支部及び協力医療機関へSCUの設置及び運営の支援要請を行う。また、SCU本部運営に必要な関係機関(自衛隊、消防機関等)への要員の派遣を、県災害対策本部へ要請する。
- ・ 国が策定する広域医療搬送計画(広域医療搬送拠点の決定及び搬送用航空機の運 航情報等)を受けて、域内搬送計画を策定し、医療機関や消防機関等の協力を得て 各災害拠点病院等から広域搬送拠点への傷病者搬送を実施する。
- ・ 被災地内広域搬送拠点の確保及びSCU内での搬送用員の確保する。
- ・ 広域搬送拠点に職員を派遣し、DMAT及びSCU設営協力医療機関と協力しS CUを立ち上げるとともに、DMAT・SCU本部と連携して、県SCU本部を運営する。(医療資機材調達を含む)

また、SCU設営協力医療機関で医療資機材等の搬送が困難な場合は、医療救護対策本部が搬送手段を確保する。

(4) 医療救護対策支部又は被災地外の福祉保健局

・ 広域搬送拠点に職員を派遣し、医療救護対策本部、DMAT及びSCU設営協力 医療機関と協力しSCUを立ち上げるとともに、DMAT・SCU本部と連携して、 県SCU本部を運営する。

(5)協力医療機関(災害拠点病院)

- ・ 医療救護対策本部の要請により、SCU設営に必要な医療資機材等を搬送しSC Uを立ち上げるとともに、県SCU本部の運営に協力する。
- ・ 傷病者の受入により、SCU設営の協力が困難となる場合は、県が医療資機材等の搬送を行い、被災地外等の協力可能な協力医療機関がSCU設営に協力する。

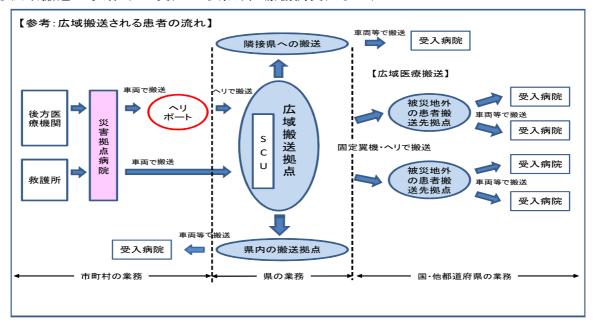
(6)災害派遣医療チーム(DMAT)

- ・ 県内被災地外のSCU設置運営。(SCU医療資機材の持参)
- DMAT・SCU本部の運営及びSCUにおける医療活動を行う。
- 広域搬送中における、搬送患者の看護、応急処置
- ・ 広域医療搬送患者情報管理システム(MATTS)による搬送患者の管理
- · その他、日本DMAT活動要領に基づく活動を行う。

(7) 非被災府県(近隣県)

- ・ 非被災府県(近隣県)は、被災地外広域搬送拠点から患者受入医療施設までの搬送手段を確保・調整し、非被災府県(隣接県)内消防本部の救急車、患者受入医療施設の救急車等による傷病者搬送を行う。
- 管轄区域内の災害派遣医療チーム(DMAT)等に対する派遣要請を行う。
- ・ 災害拠点病院等の医療施設に対する患者受入要請を行う。

〇広域搬送の手順(SCU受入から県外医療機関受入まで)



第3節 SCUの設置

1 県内の搬送の場合

被災地内の場外離着陸場等設置可能な場所に設置する。

2 県若しくは国が主体的に実施する県外への搬送の場合

- ・ 東部、中部、西部に概ね2箇所を候補地として選定する。
- ・ 回転翼機及び固定翼機毎にSCU設置が可能な場所を予め選定しておくことが必要。 (*設置候補地として、100m×100m程度の敷地が必要)

(1)設置場所

県内の広域搬送拠点として、次の施設を候補として順次整備するものとし、 利用計画の策定、施設管理者等との事前の調整を図るものとする。

また、被災地域の状況等により、次の候補施設以外の選定が必要となる場合は、 既に指定されている場外離着陸場等から最適地を選定する。

圏域	種別	施設名	施設管理者等
東部	回·固定翼機	鳥取空港	鳥取県
	回転翼機	コカ・コーラウエストスポーツ パーク	鳥取県(指定管理者制度による指定管理者)
中部	回転翼機	倉吉市営陸上競技場	倉吉市
		東郷湖羽合臨海公園南谷広場	鳥取県(指定管理者制度による指定管理者)
西部	回·固定翼機	米子空港	大阪航空局
	回転翼機	鳥取県消防学校	鳥取県

「注 記」 本指針における用語について

医療救護対象者

直接災害による負傷者、医療の中断が致命的になる患者及び日常的に発生する救急患者

医療救護施設

大規模地震発生後、医療救護対象者の医療確保のため県及び市町村が設置する医療救 護活動を実施する施設(医療救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設病棟)などの総称。

医療救護所

大規模地震発生後、医療救護対象者の治療の優先順位を判定し救護病院等への搬送を効率的に実施するため、市町村長が指定する医療救護施設。必要に応じて軽症患者に対する簡易な処置も行う。

医療救護活動

災害のため医療機関などが混乱し、被災地の住民が医療を失った場合、医療などを提供 し、被災者の保護を図るための全ての活動のこと。

医療救護班

医療救護活動を目的として、被災地の救護所や病院の支援を行うために派遣された自己 完結型の医療チーム。

救護班

緊急時に、傷病者の救護活動を行うために設置される組織。

災害対策本部

知事が県内に大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置した鳥取県災害対策本部をいう。

医療救護対策本部

県災害対策本部のもとで、医療部門について統一的に指導し総合調整を行うとともに、 医療救護班の派遣等県内の医療救護活動を支援する。

医療救護対策支部

医療救護対策本部のもとで、所管する区域内における医療部門について統一的に指導し 総合調整を行うとともに、管内市町村の医療救護活動を支援する。

DMAT県調整本部

医療救護対策本部の下に統括DMAT登録者を本部長として設置される本部で、県内で活動する全てのDMATの指揮・調整を行う。また、県災害対策本部及び県医療救護対策本部と連絡調整を行う。

県災害医療コーディネートチーム

超急性期のDMAT活動を引継ぎ、医療救護班等の受入・派遣調整等を行うため、各医療関係機関から推薦された県災害医療コーディネーターで構成するチーム。

県健康医療局長がコーディネートチームの調整役を担う。

地域災害医療コーディネートチーム

被災地域内の医療救護活動の調整等を行うため、地域の災害医療の中心となる関係機関から推薦された、地域災害医療コーディネーターで構成するチーム。

被災地域を所管する保健所長がコーディネートチームの調整役を担う。

災害拠点病院

災害時に中心となって医療を行う地域毎に指定されている病院

東部:県立中央病院(基幹)、鳥取赤十字病院(地域)

中部:県立厚生病院(地域)

西部:鳥取大学医学部附属病院(地域)

DMAT活動拠点本部

DMAT県調整本部の下に被災地域内の災害拠点病院等に設置される本部で、参集した DMATの指揮及び調整を行う。また、地域災害医療コーディネートチームとの連携を 行う。

鳥取DMAT指定医療機関

DMAT派遣に協力する意思を持ち、県に指定された医療機関である。

鳥取DMAT

厚生労働省が実施する「日本DMAT隊員養成研修」を修了、又は、鳥取県が主催する「鳥取DMAT隊員養成研修」を修了した者で、鳥取DMAT指定医療機関の長の推薦を受け県知事が鳥取DMAT隊員として登録した者で構成する、鳥取県の災害派遣医療チームのこと。

災害派遣医療チーム(DMAT)

災害の急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームのこと。DMATは、広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等を主な活動とする。

統括DMAT登録者

厚生労働省が実施する「統括DMAT研修」を修了し、厚生労働省に登録された者た者で、通常時にDMAT登録者への訓練・DMATに関する研修及び県の災害医療体制に関する助言等を行う。また、災害時に各DMAT本部の責任者として活動する資格を有する。

広域搬送

被災地域での対応困難な重症患者を県内被災地域外や近隣県への搬送、又は、県が主体的に行う県外への搬送のこと。消防防災ヘリ及びドクターヘリなどの多機関のヘリコプターによる航空搬送を行う。

広域医療搬送

被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うために国が政府の各機関の協力の下で行う活動であり、自衛隊機等による航空搬送時の診療、SCUにおける診療、SCUの運営等を含む。

広域(医療)搬送拠点

広域(医療)搬送を行うために設置する航空搬送拠点で、被災地域外からの人員や支援物資の集積や重症患者の搬送を行う。固定翼機や大型回転翼機が離発着できる適切な場所を、県が事前に指定する。

広域(医療)搬送拠点での臨時医療施設(SCU)

患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時の医療施設として必要に応じて被災地域及び被災地域外の広域搬送拠点に設置されるもの。 被災地域に設置されるSCUは、被災地域内から集められた患者の症状の安定化を図り、 航空機搬送のためのトリアージを行う。

航空機運航調整所 (航空機運航調整本部)

航空機の飛行中の安全と効率的な運用を調整するため設けられた機関をいう。 航空機搬送調整所はSCU本部に、航空機運航調整本部は県対策本部に設置される。

県SCU本部

県がSCUに設置する、広域(医療)搬送の現地統括本部

DMAT · SCU本部

県がSCUに設置する、広域(医療)搬送に関わるDMATの活動を指揮する本部で、DMAT県調整本部の指揮下に置かれる。

SUC設営協力医療機関

県が行うSCUの設置・運営に協力する医療機関のことで、県内の災害拠点病院を想定している。

広域災害・救急医療情報システム(EMIS)

平常時は救急医療施設からの情報収集等を行い、災害時は、総合的な情報収集・医療の 提供を行うための情報システムで、ほぼ全国的に導入されている。 災害拠点病院のほか 県内全病院は災害時のライフラインの状況、傷病者の受入状況等の入力が可能でありその 情報を各病院、消防局、県が閲覧することが可能。また、県は病院情報の代行入力が可能 である。

災害時要援護者(災害弱者)

災害時に最も不利な状況におかれる人のことで、高齢者世帯、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人といった災害時に1人で避難が難しい住民のこと。このうち、避難対策の対象者の範囲や優先順位は各自治体が決める。 災害時には、特別な手当を(前もって)準備しておく必要がある。